

平成 25 年度第 3 回(通算第 19 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事概要

1. 日 時 : 平成 25 年 8 月 29 日(木) 13:30~17:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 4 会議室
3. 出 席 : 委員: 福田主査、辻副主査、松浦、小田、新、澤柳、坂口、
三浦、桐生
KHK: 松本、飯沼、鈴木
4. 配付資料:
 - 資料 69 前回議事概要(案)
 - 資料 63Rev. 3 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 / 現行基準 対照表
 - 資料 70 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編(資料 63Rev. 3) 現行規定と
改正案の違いとその理由又は根拠
 - 資料 71 冷凍設備の技術基準についての意見 (新委員)
 - 資料 72 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 資料 63Rev. 2 の「表 3 及び
表 4」の妥当性についての意見 (辻委員)
5. 定足数報告: 事務局から定足数を満たす旨報告があった。
6. 議事
 - (1) 前回議事概要の確認について

資料 69 に基づき、前回の議事が通読され、2 頁 13 行目及び 14 行目「除
外装置」を「除害装置」に訂正の後、承認された。
 - (2) 冷凍空調装置の施設基準(アンモニア施設編)の作成について
 - 1) 資料 63Rev.3 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 / 現行基準 対照表

○4.6.2 機械換気装置は、例示基準に合わせて 4.6.2 機械通風装置とする。
また、アンモニア冷媒設備は、機械通風装置の押込み方式はないた
め、b)は削除する。

2) 資料 70 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編(資料 63Rev. 3) 現行規定と改正案の違いとその理由又は根拠について

次の確認が行われた。

- 3. C) の冷媒ガス配管の溶接は、溶接部の品質を確保するためその有資格者を冷凍機器溶接士に限った。
- 3. j) の「配管は、埋設しないこと。」とし、ただし書き以降については、「埋設部の配管の長さが1 m以下のもの・・・」の「1 m以下のもの」は現実にそぐわないため現行にもどすこととし、削除する。
- 3. l) において「外径が 50 mm 以上の冷媒液配管、90 mm 以上の冷媒蒸気配管」について、どの条件においても漏えい点検ができるためとして削除した。 なお、「・・・冷媒の漏えいが点検できるように施工すること。」は、施工は、設計時に対応しなくてはならないため、「・・・冷媒の漏えいが点検できるような措置を講じること。」に修正する。
- 4.1 c) 3)において、冷凍能力 20 ト未満はそのまま残すこととし、「十分な広さ」を「0.5m」に訂正した。 0.5m の根拠は作業スペースの確保とした。
- 4.7.2 冷媒ガスの放出管の構造において、放出管の開口部にはこれまでも被雷装置はなかったため、被雷装置の設置義務を削除した。
なお、「放出管の開口部は、除害のための設備内に設けること。」は、残すこととし、「4.7.1 冷凍装置に取り付ける安全弁には、放出管を設け、放出管の開口部は、除害のための設備内に設けること。」とした。
- 4.8.冷媒ガス漏えい検知警報設備の取り付けにおける、現行 4.8.2 位置の削除に関しては、例示基準の 1.3 項と同様とした。

3) 資料 71 冷凍設備の技術基準についての意見

- 4.6 漏えいした冷媒ガスの滞留防止は、修正案とおりとする。
- 4.6.1 開口部の面積及び位置は、4.6.1 開口部の面積とし、修正案の a)及び b)を採用し、c)を削除する。 (例示基準とおりとする。)
- 4.6.2 機械換気装置は、4.6.2 機械通風装置とし、a)及び c)を採用し、b)を削除する。 (例示基準とおりとする。)

4) 資料 72 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 資料 63Rev.2 の「表 3 及び表 4」の妥当性についての意見

○資料 6 3 Rev.2 の「表 3 及び表 4」について、資料 72 添付 1 のとおり表 3 を差し替え、表 4 を削除することとした。

○現行 KHKS0302-3（可燃性ガス（微燃性のものを含む）の施設編） 17 頁 表 3 及び表 4 については、現行関係例示基準の規定と基本的内容の違いはないので次回の改訂時に訂正を行う。

以上